M_{15} ＝ 0.010
M_{16} ＝ 0.005
M_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.020
イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.042
N_n　沖縄米軍基地所在市町村活性化特別事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

O_{12} ＝ 0.060
O_{13} ＝ 0.061
O_{14} ＝ 0.057
O_{15} ＝ 0.017
O_{16} ＝ 0.009
O_{17} ＝ 0.075
O_{18} ＝ 0.075
O_{19} ＝ 0.076
O_{20} ＝ 0.05387
O_{21} ＝ 0.05618
O_{22} ＝ 0.062
O_{23} ＝ 0.061
O_{24} ＝ 0.059
O_{25} ＝ 0.059
O_{26} ＝ 0.058
O_{27} ＝ 0.046
O_{28} ＝ 0.0462
O_{29} ＝ 0.0020
O_{30} ＝ 0.00178
$O_{元}$ ＝ 0.00119

P_n　沖縄北部特別振興対策に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については符号 B_n に準ずるものとする。
Q_{12} ＝ 0.060

M_{15} ＝ 0.010
M_{16} ＝ 0.041
M_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.020
イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.042
N_n　沖縄米軍基地所在市町村活性化特別事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

O_{11} ＝ 0.052
O_{12} ＝ 0.060
O_{13} ＝ 0.061
O_{14} ＝ 0.057
O_{15} ＝ 0.018
O_{16} ＝ 0.073
O_{17} ＝ 0.075
O_{18} ＝ 0.076
O_{19} ＝ 0.076
O_{20} ＝ 0.05397
O_{21} ＝ 0.062
O_{22} ＝ 0.062
O_{23} ＝ 0.061
O_{24} ＝ 0.059
O_{25} ＝ 0.060
O_{26} ＝ 0.048
O_{27} ＝ 0.046
O_{28} ＝ 0.0021
O_{29} ＝ 0.0020
O_{30} ＝ 0.00178

P_n　沖縄北部特別振興対策に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については B_n に準ずるものとする。
Q_{12} ＝ 0.060